

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日にA所在の総合設備工事業を営むB会社C本店（以下「会社」という。）に入社し、電設事業本部の事務職や設計職を経て、平成○年○月○日からは同部工事職の現場監督として勤務していた。

被災者は、D工事（○排水管工事）現場の施工管理の業務に就いていた平成○年○月○日午前○時頃、E駅構内○階のトイレ内で倒れているところを発見され、F病院に救急搬送された。

被災者は、同病院において「左被殻出血」（以下「本件疾病」という。）と診断され、同日、G病院において手術、加療後、平成○年○月○日にH病院に転医し療養を継続していたが、平成○年○月○日、直接死因「脳出血後遺症」により死亡した。

被災者は生前、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

被災者は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却した。被災者はこの決定後に死亡したため、請求人が手続を受継し、審査官の決定

を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) I医師及びJ医師は、意見書において、被災者は本件疾病を発症した旨述べているところ、その出血部位及び発症後の経過に鑑み、当審査会としても同意見は妥当であり、被災者は、平成〇年〇月〇日に本件疾病を発症したものと判断する。

(2) ところで、脳血管疾患の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長は「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について（平成13年12月12日付け基発第1063号。決定書理由第2の1別紙。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと判断し、以下、認定基準に基づいて、本件疾病の業務起因性について検討する。

(3) 被災者の本件疾病発症前における業務による過重負荷の有無についてみると、発症直前から前日までの間における異常な出来事への遭遇は認められない。また、発症に近接した時期においても特に過重な業務に従事した事実も認められない。そこで、長期間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に従事していたか否かについて検討すると、以下のとおりである。

ア 被災者の労働時間は、会社が貸与しているパソコンにおいて、被災者自身が出勤時刻及び終業時刻を出勤簿に入力するシステムとなっており、同出勤

簿以外に現場監督として直行直帰の勤務形態であった被災者の労働時間を確認できる資料は存在しない。

なお、被災者は、工事職として一人で現場での安全確認のための見回りなどを行う現場監督であり、その労働時間の利用について、K部長は、要旨、「工事職については、担当工事を全て任されており、工事そのものは下請け業者が行うことから、就業時間中の時間をどのように使うかについては、被災者自らの裁量次第である。」と申述している。

イ 請求代理人は、監督署長が認定した被災者の労働時間は、そのほとんどが出勤簿に基づいており、夜勤や日勤から連続して夜勤に入る場合の休憩時間についての把握が不十分である旨主張している。

この点、当審査会としては、同出勤簿が被災者の労働時間を正確に反映したものであるか否かについて、関係資料を慎重に検討したところ、監督署長が認定した労働時間には、営業所での工事業者との作業確認、営業所から現場への移動及び監督（見回り）などの労働時間が全て含まれており、D工事という作業内容及び会社関係者の聴取等からみても、妥当なものであると判断する。

なお、工事業者の作業が駅構内店舗の利用時間外となる午前0時前後から午前5時前後までに限られていることから、監督署長は、被災者の労働時間について、日勤から夜勤の場合の18時から22時までの待機時間等を休憩時間とみなし、業務の過重性評価における労働時間には算入しないこととしている。この点、会社で同現場の電気工事を担当していたLは、「22時に営業所に出勤していた。」「自分の作業は午前4時15分頃に終了し、工事業者も午前4時30分頃に終了した。」旨、申述しており、直属の上司であるM次長も、「作業は午前4時30分頃には終了、午前5時までには事務所に戻り仮眠を取っていたと思う」旨、申述していることに鑑みると、当審査会としても、当該待機時間を休憩時間とみなすことは、妥当であると判断する。

ウ 請求代理人は、プリペイドカードに記録されているNバスの利用歴から、出勤簿の終業時刻後に次の日の段取りを行っていた等を主張しているが、現場監督という被災者の業務からは、被災者が工事業者抜きに単独で長時間にわたって段取りを行う必要性があったとは考えられない。さらに、Nバスの利用歴については、当該日の当該時刻頃にNバスを利用した事実は認められるもの

の、乗車駅欄の「NBUS××××」との表示は、配車されたバス番号であつて、乗車駅または降車駅を示したのではなく、また、そもそも業務のための移動であると判断しうる根拠は何も見当たらないものであることから、労働時間の算定に考慮すべき事情であるとみなすことはできない。

以上のとおりであり、被災者の本件疾病発症前1か月間における時間外労働時間数は38時間で、発症前2か月間ないし6か月間にわたる1か月当たりの時間外労働時間数は45時間前後であることから、被災者が本件疾病発症前において、長期間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に従事していたとは認められないものである。

- (4) 被災者の健康診断票をみると、被災者は相当程度重症の高血圧であったことが認められており、この点、I医師及びO医師は、被災者の本件疾病の成因について判断できない旨述べているものの、被災者の手術を執刀したJ医師は、意見書において、「高血圧性脳内出血と考えられる。降圧剤の使用が必要であった。外傷との関連はないと考えられる。」旨、述べている。

また、P医師は、意見書において、要旨、「被殻出血の原因の大部分は高血圧であり、被災者は、平成○年より定期健診において高血圧を指摘されていたが、医療機関を受診せずに放置、体重は次第に増加し、飲酒も続けていた。被災者の業務は深夜業務が多かったが、時間外労働時間数からは過重労働は見出せない。発症時の目撃者もなく、事故などの発生も報告されていない。以上、本件疾病は、業務中に発症してはいるが、その原因は、長期間続いて放置されていた高血圧症による動脈硬化であり、業務との相当因果関係は認められない。」と述べている。

当審査会としては、被災者が本件疾病発症前において、相当程度重症な高血圧等の症状にあったことを鑑みると、J医師及びP医師の所見は妥当であると判断するところであり、一方、被災者が、本件疾病発症前に業務による明らかな過重負荷を受けたとの判断はできないものである。

- 3 以上のとおりであるので、被災者の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が被災者に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であつて、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。